



わくわく たより

2009年5月号 第75号

みちこちに芝桜が綺麗に咲いて、いい陽気になりましたね。今年連休は特に何も予定がなかったので庭の片隅に野菜の苗を植えました。というのも、テレビのコマーシャルを見ていた子供が「きゅうりに味噌をつけて食べてみたいよ~」と言ったので、それじゃ、取れたてのきゅうりをかじらせてあげようと思い、早速きゅうりの苗を買って来て植えました。私が子供の頃は、おやつ代わりに食べてたのに、思いますが、年齢がバレちゃいますね。まあ、うまく育ってくれるかどうか不安ですが、実がなるのが楽しみです。

(溝山)



住まいのお手入れ

〈網戸のお手入れ〉

網戸は放っておくと目詰まりを起こしたり風通しが悪くなってしまいます。大きめのスポンジ2枚を網戸の表裏を挟むようにして、網目に沿って縦・横に軽く擦って下さい。掃除機を使用する場合は、片面に新聞紙などを貼り付けてから掃除機で吸い取って下さい。裏打ちをしないと埃が取れないうえに、網のたるみの原因になります。一度、たるんでしまうと元に戻らないので、注意しましょう。汚れのひどい時は、網戸を外し水洗いして、乾いた雑巾で乾拭きして陰干ししましょう。

ひと口メモ

〈洗剤の種類〉

- 中性・・中性タイプのトイレ用洗剤は浄化槽への影響がなく、給水管や床のお手入れにも使えます。
- 弱酸性・・浴室用洗剤がこれにあたります。クエン酸やリンゴ酸などを配合しており、普通の洗剤では落ちにくい石鹼かすや脂肪分等を分解して落とします。
- 弱アルカリ性・・一般住居用洗剤・ガラスクリーナー・排水パイプ用クリーナーなど油汚れなど広範囲な汚れを落とします。
- 他に、酸性とアルカリ性の洗剤があります。

※今の季節は湿度が低いため、壁紙の剥がれや塗装の剥がれを直すのに良い時期です。

ひとくちメモ

過去最大の住宅税制が決定されました！

住宅の取得やリフォームに関する優遇策が正式に決定されました。

平成21年度税制改正においては、過去最大規模の住宅ローン減税となり、一般住宅の場合は最大控除額が500万円、ある一定以上の措置を講じた長期優良住宅については最大控除額が600万円になります。一般住宅の場合は、2009年と2010年に入居した場合、減税メリットが最も大きくなっています。長期優良住宅では、2009年～2011年に入居すると、減税メリットが大きくなります。

また、今回の減税制度では、所得税で控除しきれなかった場合、住民税も控除の対象になります。控除額は、所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(最高97,500円)です

〈一般住宅〉

入居年	住宅ローン年末残高	控除期間	控除率	最大控除額
平成21年	5,000万円	10年	1%	500万円
平成22年	5,000万円	10年	1%	500万円
平成23年	4,000万円	10年	1%	400万円
平成24年	3,000万円	10年	1%	300万円
平成25年	2,000万円	10年	1%	200万円

〈長期優良住宅〉

入居年	住宅ローン年末残高	控除期間	控除率	最大控除額
平成21年	5,000万円	10年	1.2%	600万円
平成22年	5,000万円	10年	1.2%	600万円
平成23年	5,000万円	10年	1.2%	600万円
平成24年	4,000万円	10年	1%	400万円
平成25年	3,000万円	10年	1%	300万円

さらに、住宅取得に関する優遇策として、税法改正案が国会に提出されました。

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの時限措置として、20歳以上の方が直系尊属(父母・祖父母など)から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合に500万円までの贈与が非課税とされます。この措置は、暦年課税適用者と相続時精算課税適用者の双方が利用可能となるものです。

例えば、暦年課税を適用する場合は、20歳以上の子が親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、610万円(時限措置の500万円と基礎控除の110万円の合計)までが非課税とされます。

また、相続時精算課税を適用する場合は、時限措置の500万円と住宅取得等資金の非課税措置の3,500万円の合計4,000万円までが贈与時に非課税にとれます。

経済危機対策により、住宅取得等を支援するさまざまな措置が盛り込まれ、住宅税制やフラット35の融資制度が拡充されました。住宅取得を応援するさらなる優遇策を期待したいものです。

(無料進呈中) 知らないと損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からぬ事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

ニヤンとなくお家探しはサービス1番の当社へ

TEL 0246(27)0331



「誰も教えてくれない
不動産の賢い購入法」
～不動産取引って、分からぬ事が多すぎませんか？～
この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。
ニヤンとなくお家探しはサービス1番の当社へ

